

せら元気応援券（世羅町地域商品券）取扱店舗募集要項

1. 事業の趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、地域商品券「せら元気応援券」を発行・交付します。本事業により、町民の家計負担の軽減及び地域経済の活性化を図ることを目的としています。

2. 事業の概要

- (1) 名称：せら元気応援券
- (2) 発行主体：世羅町
- (3) 発行内容：支給対象者1人につき、額面1,000円の商品券10枚を1冊（1万円分）として交付します。
- (4) 使用期間：商品券配布開始日から令和8年8月31日（月曜日）までとなります。
- (5) 利用店舗：本事業の取扱店として登録を受けた世羅町内の店舗が対象です。

3. 商品券取り扱い厳守事項

- ・商品券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能です。
- ・商品券と現金との交換は禁止されています。
- ・商品券の額面以下の利用であっても、つり銭は支払わないでください。
- ・利用期限を過ぎた商品券は受け取らないでください。期限を経過した商品券は無効となります。
- ・取扱店が受領した商品券の再利用（再流通）は禁止します。
- ・商品券を受け取ったときは、速やかに商品券の裏面に店名等を記載（またはゴム印を押印）する等の使用済み処理を行い、再利用を防止してください。
- ・偽造された商品券と疑わしいものを受け取ってはなりません。万一、偽造商品券を受け取ったことにより損害が生じても、町はその責めを負いません。

4. 商品券の利用対象にならないもの

- 次に掲げる物品の購入及びサービスの提供等の対価の支払には使用できません。
- ・税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金、振込手数料、電話・インターネット等の通信料、保険料、積立金、家賃・地代・駐車場の月極使用料等の支払い。※コンビニエンスストア等での収納代行を含みます。
- ・有価証券、他の商品券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、電子マネーへのチャージ等、換金性の高いものの購入。
- ・製造たばこ、加熱式たばこ、電子たばこの購入。
- ・病院・診療所での診療費、調剤薬局での処方箋薬代、介護サービス費等の自己負担分（公的保険制度の対象となるもの）。
- ・事業活動に伴い使用される原材料、機器類、仕入商品、事業用備品等の決済。
- ・現金との交換、金融機関への預け入れ。
- ・特定の政治団体や宗教団体に関わるもの、公序良俗に反するもの。
- ・その他、取扱店が独自に指定するもの。

5. 参加資格

世羅町内に店舗、事業所を有し、現に営業を行っている事業者とし、本事業の趣旨に賛同し、協力する事業者とします。ただし、以下の事業者は除きます。

- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。
- ・役員等が暴力団員であるとき、または暴力団員が経営に関与しているとき。
- ・町が営業の実態を確認できないもの。

6. 参加店舗の責務

- ・利用可能店舗であることが明確になるよう、ポスター等の販売ツールを利用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- ・商品券の裏面に店名等の受領印があるものは受け取りを拒否してください。
- ・商品券の交換、売買、第三者への転売、譲渡は行わないでください。

7. 参加取扱店舗の申込みについて

(1) 申込方法

登録を希望する事業者は、本募集要項を確認の上、所定の登録申請書を世羅町商工観光課もしくは、せらにし支所生活課へ提出してください。2店舗以上申請される場合は、店舗ごとに申請して下さい。

(2) 提出書類

世羅町商工会会員：取扱店舗登録申請書のみ

世羅町商工会非会員：取扱店舗登録申請書に加え、以下のいずれかの写しを添付してください。

- ・直近の確定申告書の控え
- ・営業許可証（保健所等から交付されたもの）
- ・法人設立届出書または開業届の控え
- ・その他、町内での営業実態が客観的に証明できる書類

※必要に応じて、店舗の写真（営業実態が確認できるもの）の提出を求める場合があります。

(3) 申込期限

令和8年3月19日（木曜日）を第1次締切とします。この日までに登録申請のあった店舗は、住民への周知用チラシ（取扱店舗一覧）に掲載されます。これ以降も随時登録を受け付けますが、その場合は町ホームページ等での追加掲載となります。

取扱店舗は町ホームページ、並びにチラシ（1次締切分）等で広報します。

なお、取扱店舗の新規登録受付は、商品券の使用期限（令和8年8月31日）をもって終了します。

8. 換金について

(1) 請求方法

取扱店が商品券を換金しようとするときは、使用済み商品券の裏面に店名等を記載またはゴム印を押印のうえ、所定の請求書を添えて請求してください。

(2) 提出先

世羅町商工会の会員である取扱店：世羅町商工会本所もしくは世羅町商工会世羅西支所

上記以外の取扱店：世羅町商工観光課

(3) 換金スケジュール

換金のサイクルは原則として月2回とし、持込日及び支払日は別に定めるスケジュールに従います（同封の別紙「換金日カレンダー」をご確認ください）。

(4) 請求の有効期限

令和8年10月6日（火曜日）を最終とします。この期限を過ぎた場合は、一切請求ができませんので、こまめな請求手続きをお願いします。

(5) 留意事項

換金は全て振込による入金であり、現金での換金は行いません。

換金に伴う振込手数料等は、予算の範囲内で町が負担します。

提出された商品券の枚数と請求額に差異がある場合は、事務取扱機関における計数結果を正とします。

9. 不当利得の返還・登録取消

・町長は、営業実態の確認のため、必要に応じて現地調査を行うことができるものとします。

・偽りその他不正の手段により商品券の交付を受け、または使用した者があるときは、相当額を返還させることができます。

・本募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取り消しを行うことがあります。

・取引上のトラブル等 商品券を使用した取引において、商品の瑕疵、返品、事故その他のトラブルが生じた場合は、当事者間で解決するものとし、町は一切の責任を負いません。

10. その他

この募集要項に記載されてない事項に関しては協議を行い決定します。

問い合わせ先： 世羅町役場 商工観光課 商工振興係
電話：0847-22-3216（直通）